

第37回帯広市農業委員会議事録

令和元年6月28日、第37回帯広市農業委員会を帯広市役所10階第6会議室に招集した。

1. 開催時間 午後4時00分(開会)～午後5時15分(閉会)

2. 出席者 別紙のとおり

3. 審議案件

番 号	件 名
報告 第1号	農業委員会事務について
第2号	現況証明書発行等に関する専決処分について
第3号	農地利用状況調査(農地パトロール)の結果について
第4号	調整委員の指名に係る専決処分及び調整結果について
第5号	市街化区域内の農地法第5条に係る農地転用届出について
議案 第1号	農地等賃貸借の解約等に係る成立状況の確認について
第2号	農地等の権利移動許可申請に対する決定について
第3号	農業振興地域整備計画の変更に対する意見について
第4号	農地の転用許可申請に対する決定について
第5号	農地等の転用に係る権利移動許可申請に対する決定について
第6号	農用地利用集積計画の案の決定について
第7号	農用地買入協議要請の決定について

4. 署名委員 8番 廣瀬 文彦 委員
9番 森 和裕 委員

出欠調書

<農業委員>

議席	氏名	出欠	議席	氏名	出欠
1	廣瀬 智美	出席	14	石崎 一彦	出席
2	丸谷 友姫	出席	15	野原 幸治	出席
3	合歓垣 利隆	出席	16	宮浦 伸一	出席
4	山崎 博之	出席	17	松金 栄治	出席
5	石川 俊浩	出席	18	高田 勝則	出席
6	堀口 宏敏	出席	19	高橋 国宏	出席
7	河瀬 誠一	出席	20	小倉 豊	出席
8	廣瀬 文彦	出席	21	石井 清人	出席
9	森 和裕	出席	22	岩城 利寛	出席
10	吉田 宏一	出席	23	濱野 敏夫	出席
11	吉田 利彦	出席	24	中村 健一	出席
12	深田 敬吾	出席	25	中村 正信	出席
13	飯田 祐一	出席	26	中谷 敏明	出席

出席委員 26名
欠席委員 0名

<事務局>

職名	氏名	出欠
事務局長	河本 伸一	出席
農地係係長	森田 公樹	欠席
農地係主任	森 慎太郎	欠席
農地係主任	水野 晴基	出席
農地係専門員	木原 一広	出席
農地係主任補	堀田 泰蔵	出席
農地相談員	窪田 未帆	欠席

事務局 議長	ご起立願います。礼。ご着席ください。
議長	ただいまより、第37回帯広市農業委員会を開催いたします。
中谷 会長	(会長より、近況含め、挨拶)
議長	これより、議事に入ります。
	初めに、本日の委員会の会期についてお諮りいたします。
	会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。
(委 員)	(なし)
議長	ご異議が無いようですので、会期は本日1日限りと決定いたしました。
	次に、事務局から諸般の報告を申し上げます。
事務局 議長	報告いたします。
	本日の出席委員は26名 全員でございます。
	本日の議事につきましては、報告が5件、議案が7件でございます。
	(配布資料の確認)
	報告は以上でございます。
議長	次に、帯広市農業委員会会議規則により、議事録署名委員を指名いたします。
	本日の議事録署名委員には、8番 廣瀬文彦 委員、9番 森 委員
	を指名いたしますのでよろしくお願いいたします。
	それでは、報告案件に入ります。
	報告第1号「農業委員会事務について」、事務局より説明願います。
事務局(水野主任)	農業委員会の主要事務の処理概要等について、次のとおり報告します。
	(報告第1号について、前回総会以降の農業委員会事務概要の朗読・説明)
議長	ただいまの報告について、ご質問等ございませんか。
(委 員)	(なし)
議長	特に無いようですので、報告第1号はこれで終わります。
	次に、報告第2号「現況証明書発行等に関する専決処分について」および第3号
	「農地利用状況調査(農地パトロール)の結果について」を一括して報告いたします。
	5月分の調査結果について、廣瀬智美 調査委員長より報告をお願いします。
廣瀬(智)調査委員長	5月28日の調査ですが、報告第2号現況証明の附番5から7の3件について
	現地調査をしたところ、非農地であることを確認いたしました。
	さらに、農地法第5条の一時転用に係る復元完了についてですが、附番1の1件
	について現地調査をしたところ、農地として復元完了していることを確認いたしました。
	最後に、報告第3号農地利用状況調査(農地パトロール)についてですが、
	第1回目の調査を、現況証明等の現地調査と併せて実施いたしました。
	豊西町937ha、富士町1,444ha、合わせて2,381haの農地を調査しまし

たところ、耕作放棄地および無届転用等の問題のある土地利用は無く、いずれの地区も農地の利用状況は適正であると認められました。

以上で、5月分の報告を終わります。

議 長

ありがとうございました。

次に、6月分の調査結果について、合歓垣 調査委員長よりお願いいたします。

合歓垣 調査委員長

6月11日の調査ですが、報告第2号現況証明の附番8から12の5件について、現地調査をしたところ、非農地であることを確認いたしました。

また、報告第3号 農地利用状況調査（農地パトロール）についてですが、第2回目の調査を、現況証明等の現地調査と併せて実施いたしました。泉町 979ha、以平町1, 529ha、合わせて2, 508haの農地を調査しましたところ、耕作放棄地および無届転用等の問題のある土地利用は無く、いずれの地区も農地の利用状況は適正であると認められました。

以上で、6月分の報告を終わります。

議 長

ありがとうございました。

以上、両調査委員長より報告がありましたが、ご質問等ございませんか。

(委 員)

(なし)

議 長

特に無いようですので、報告第2号および第3号はこれで終わります。

次に、報告第4号「調整委員の指名に係る専決処分及び調整結果について」事務局より説明願います。

事務局(水野主任)

帯広市農業委員会事務委任規程第2条の規定に基づき、調整委員の指名について次のように専決処分し調整を行ったので報告します。

(報告第4号、附番1から2の2件について、調整委員指名の専決処分および調整結果を朗読)

附番1から2は、申出者の規模縮小によるものであり、調整の結果はいずれも不調となっております。

議 長

ただいまの報告について、ご質問等ございませんか。

(委 員)

(なし)

議 長

特に無いようですので、報告第4号はこれで終わります。

次に、報告第5号「市街化区域内の農地法第5条に係る農地転用届出について」事務局より説明願います。

事務局(堀田主任補)

農地法第5条第1項第6号の規定に基づき市街化区域内の農地転用の届出があり受理したので、次のとおり報告します。

(報告第5号、附番1から4の市街化区域内の農地転用4件について朗読・説明)
附番1から4は当該地に隣接している帯広市西19条北工業団地の造成にあたり、土砂の一時堆積場とするための、市街化区域内での転用届けでございます。

議長	ただいまの報告について、ご質問等ございませんか。
(委 員)	(なし)
議長	特に無いようですので、報告第5号はこれで終わります。 以上で、報告案件はすべて終了いたしました。
議長	これより議案の審議に入ります。 議案第1号「農地等賃貸借の解約等に係る成立状況の確認について」を議題といたします。 議案の内容について、事務局より説明願います。
事務局(水野主任)	農地法第18条の規定による通知書が次のとおり提出されたので、その成立状況について、確認を求めます。 (議案第1号、附番4から5までの2件の合意解約について朗読。説明) 以上附番4から5までの2件につきましては、農地法第18条第1項第2号に該当し、合意解約が成立しているものと考えます。
議長	それでは審議に入ります。ただいまの説明に対するご質問、あるいは通知書の内容に基づく合意解約の成立状況についてご異議ございませんか。
(委 員)	(なし)
議長	ご異議が無いようですので、通知の内容に基づく合意解約の成立を確認いたしました。 次に議案第2号「農地等の権利移動許可申請に対する決定について」を議題といたします。 議案の内容について、事務局より説明願います。
事務局(堀田主任補)	農地法第3条の規定による次の許可申請に対する可否について、決定を求めます。 (議案第2号、附番12の贈与による所有権の移転1件について、調査書に基づき朗読・説明) 以上附番12の1件につきましては、農地法第3条第2項の各号に規定されている「許可できない要件」のいずれにも該当しないものと考えます。
議長	それでは審議に入ります。ただいまの説明・意見に対するご質問、あるいは申請どおり許可することについてご異議ございませんか。
(委 員)	(なし)
議長	ご異議が無いようですので、申請どおり許可することと決定いたしました。 次に議案第3号「農業振興地域整備計画の変更に対する意見について」を議題といたします。 議案の内容について、事務局より説明願います。

事務局(堀田主任補)

農業振興地域の整備に関する法律に基づき、農業振興地域整備計画の変更の申し出について、意見を求めます。

(議案第3号、「1. 農業就業育成・確保施設整備計画」附番5の農家住宅整備計画1件、「2. 農用地利用計画」附番4から7のその他(後継者住宅)への用途変更1件、農業用施設用地への用途変更3件、「3. 農地転用計画」附番4から7の農家住宅および農業用施設建設のための農地転用4件について、調査書に基づき朗読・説明)

それでは附番4からご説明いたします。申請者はスタックサイロの建設を計画したものです。既設敷地内には余地が無く、周辺農地や周辺環境に影響は無いと思われるので、申請地を転用することはやむを得ないものと考えます。

次に附番5です。申請者は農家住宅の建設を計画したものです。既設敷地内には余地が無く、周辺農地や周辺環境に影響は無いと思われるので、申請地を転用することはやむを得ないものと考えます。

次に附番6です。申請者はキャベツ選果場の建設を計画したものです。既設敷地内には余地が無く、周辺農地や周辺環境に影響は無いと思われるので、申請地を転用することはやむを得ないものと考えます。

次に附番7です。申請者は農機具格納庫の建設を計画したものです。既設敷地内には余地が無く、周辺農地や周辺環境に影響は無いと思われるので、申請地を転用することはやむを得ないものと考えます。説明は以上です。

議長

それでは議案第3号について、地区担当委員の意見を伺ったのち審議に入りますが、「2. 農用地利用計画」の附番4、および「3. 農地転用計画」の附番4については、小倉委員が関係していますので、ここで一時退席していただきます。

【小倉委員退席】

議長

それでは、まず地区担当委員の意見を伺います。「2. 農用地利用計画」附番4、および「3. 農地転用計画」附番4について、高田委員お願いいたします。

高田委員

それでは意見を申し上げます。申請者は肉牛農家で、現在サイロを所有していないためロールサイレージを畑に直置きしている状況であり、土から菌が入り込みロールサイレージが使用できなくなる等の問題が生じていることから、スタックサイロの建設を計画したものです。既設敷地内には余地は無く、周辺農地及び周辺環境に影響は無いと思われるので、申請地を転用することはやむを得ないものと考えます。

議長

ありがとうございました。それでは審議に入ります。ただいまの説明・意見に対するご質問、あるいは当該計画の変更についてご異議ございませんか。

(委 員)

(なし)

議長

ご異議無しと認めます。

【小倉委員着席】

議長	<p>それでは残りの案件にまいります。</p> <p>「1. 農業就業育成・確保施設整備計画」附番5、「2. 農用地利用計画」附番5、および「3. 農地転用計画」附番5について、深田委員よりお願いいたします。</p>
深田委員	<p>それでは意見を申し上げます。申請者が現在居住している住宅の老朽化に伴い住宅の建設を計画したものです。既設敷地内には余地は無く、周辺農地及び周辺環境に影響は無いと思われるので、申請地を転用することはやむを得ないものと考えます。</p>
議長	<p>ありがとうございました。次に、「2. 農用地利用計画」附番6、および「3. 農地転用計画」附番6について、堀口委員よりお願いいたします。</p>
堀口委員	<p>それでは意見を申し上げます。申請者は畑作農家です。これまではキャベツの選別作業のために既存格納庫内の農機具を外に移動させて作業を行ってききましたが、キャベツの作付面積が増えたことから新たにキャベツ選果場の建設を計画したものです。既設敷地内には余地は無く、周辺農地及び周辺環境に影響は無いと思われるので、申請地を転用することはやむを得ないものと考えます。</p>
議長	<p>ありがとうございました。次に、「2. 農用地利用計画」附番7、および「3. 農地転用計画」附番7について、宮浦委員お願いいたします。</p>
宮浦委員	<p>それでは意見を申し上げます。申請者は畑作農家です。現在、農機具を保管する格納庫がないため、農機具等を外で保管している状態であり、腐食による農機具の劣化が懸念されるため、農機具格納庫の建設を計画したものです。既設敷地内には余地は無く、周辺農地及び周辺環境に影響は無いと思われるので、申請地を転用することはやむを得ないものと考えます。</p>
議長	<p>ありがとうございました。それでは審議に入ります。ただいまの説明・意見に対するご質問、あるいは当該計画の変更についてご異議ございませんか。</p>
(委員)	<p>(なし)</p>
議長	<p>ご異議が無いようですので、本件は当該計画の変更に関する異議の無い旨、帯広市長へ回答することといたします。</p> <p>次に議案第4号「農地の転用許可申請に対する決定について」を議題といたします。議案の内容について、事務局より説明願います。</p>
事務局(堀田主任補)	<p>農地法第4条の規定による次の許可申請に対する可否について、決定を求めます。</p> <p>(議案第4号、附番3から4の農家住宅の建設および、ひまわり迷路の造成のための農地転用の2件について調査書に基づき朗読・説明)</p> <p>それではご説明いたします。まず、附番3番につきましては、議案第3号でご説明した内容のとおりですので詳細は省略させていただきます。</p> <p>次に附番4です。申請者はひまわり迷路イベントを行うため、一時転用の計画を立てたものです。現在緑肥休閑地であることや行事終了後、農業機械による農地への復元が速やかに行われることから、申請地を一時転用することはやむを得ないものと</p>

考えます。

なお、転用許可基準につきましては、いずれも農地法第4条の各要件に合致していることを確認しております。また、附番4につきましては、転用面積が30aを超えておりますので、北海道農業会議の常設審議委員会への諮問が必要となります。説明は以上です。

議長 それでは議案第4号について、地区担当委員の意見を伺います。

附番3について、深田委員よりお願いいたします。

深田委員 附番3につきましては、議案第3号で申し上げましたとおり、農家住宅に転用することはやむを得ないものと考えます。

議長 ありがとうございます。続いて、
附番4について、石井委員よりお願いいたします。

石井委員 それでは意見を申し上げます。申請者は緑肥休閑地となっている申請地を一時的に使用し、ひまわり迷路イベントを行う計画を立てたものです。現在緑肥休閑地であることや行事終了後、農業機械による農地への復元が速やかに行われることから、申請地を一時転用することはやむを得ないものと考えます。

議長 ありがとうございます。それでは審議に入ります。ただいまの説明・意見に対するご質問、あるいは申請どおり許可することについてご異議ございませんか。

(委員) (なし)

議長 ご異議が無いようですので、申請どおり許可することと決定いたしました。

なお、転用面積が30aを超える案件については許可相当として、北海道農業会議の常設審議委員会へ諮問することといたします。

次に、議案第5号「農地等の転用に係る権利移動許可申請に対する決定について」を議題といたします。

議案の内容について、事務局より説明願います。

事務局(堀田主任補) 農地法第5条の規定による次の許可申請に対する可否について、決定を求めます。

(議案第5号、附番2から6の農業用施設建設のための農地転用に係る使用貸借権の設定3件、砂利採取のための農地一時転用に係る使用貸借権の設定1件、ヒマワリ迷路イベント駐車場のための一時転用に係る使用貸借権の設定1件について、調査書に基づき朗読・説明)

それではご説明いたします。附番2から4番までにつきましては、議案第3号でご説明した内容のとおりですので詳細は省略させていただきます。

次に附番5です。申請者はひまわり迷路イベントの臨時駐車場を確保するため、一時転用の計画を立てたものです。現在緑肥休閑地であることや行事終了後、農業機械による農地への復元が速やかに行われることから、申請地を一時転用することは

やむを得ないと考えます。

次に農地転用附番6です。当該地との隣接箇所は砂利採取済みであることから、今回の申請により一団の農地として利用できるようにするものです。この農地を一時転用することは止むを得ないものと考えます。

なお、転用許可基準につきましては、農地法第5条の各要件に合致していることを確認しております。また、附番6につきましては、転用面積が30aを超えておりますので、北海道農業会議の常設審議委員会への諮問が必要となります。説明は以上です。

議長 それでは議案第5号について、地区担当委員の意見を伺ったのち審議に入りますが、附番2については小倉委員が関係していますので、ここで一時退席していただきます。

【小倉委員退席】

議長 それでは、まず地区担当委員の意見を伺います。

附番2について、高田委員よりお願いいたします。

高田委員 それでは意見を申し上げます。議案第3号で説明したとおり、申請地を農業用施設用地に転用することはやむを得ないものと考えます。

議長 ありがとうございます。それでは審議に入ります。ただいまの説明・意見に対するご質問、あるいは申請どおり許可することについてご異議ございませんか。

(委員) (なし)

議長 ご異議が無いようですので、申請どおり許可することと決定いたしました。

【小倉委員着席】

議長 引き続き附番3について、地区担当委員の意見を伺います。

堀口委員、お願いいたします。

堀口委員 それでは意見を申し上げます。議案第3号で説明したとおり、申請地を農業用施設用地に転用することはやむを得ないものと考えます。

議長 ありがとうございます。次に附番4について、宮浦委員、お願いいたします。

宮浦委員 それでは意見を申し上げます。議案第3号で説明したとおり、申請地を農業用施設用地に転用することはやむを得ないものと考えます。

議長 ありがとうございます。次に附番5について、石井委員、お願いいたします。

石井委員 それでは意見を申し上げます。申請地は、議案第4号附番4で申請された農地に隣接しており、現在、緑肥休閑地となっていることから、ひまわり迷路イベントの臨時駐車場とする計画を立てたものです。現在緑肥休閑地であることや、行事終了後、農業機械による農地への復元が速やかに行われることから、申請地を一時転用することは止むを得ないものと考えます。

議長 ありがとうございます。次に附番6について、吉田宏一委員、お願いいたします。

吉田宏一委員	それでは意見を申し上げます。当該地は河川敷地に隣接しており、また当該地との隣接箇所は既に砂利採取済みであることから、今回、砂利を採取し、採取跡地に土を搬入し埋め戻し整地することにより一団の農地として利用できるようにするものです。この農地を一時転用することは止むを得ないものと考えます。
議長	ありがとうございました。それでは審議に入ります。ただいまの説明・意見に対するご質問、あるいは申請どおり許可することについてご異議ございませんか。
合歓垣委員	はい。
議長	3番、合歓垣委員。
合歓垣委員	一点確認させてください。議案4号附番4の〇〇 〇〇さんと議案5号附番5の〇〇 〇〇さんとは親子関係等なのか、別人物なのか、確認させてください。
事務局(堀田主任補)	正しくは同一人物であり、議案第5号附番5の表記に誤りがございましたので、訂正してお詫び申し上げます。申し訳ございませんでした。
議長	議案第5号について、訂正をお願いします。 他にご異議、ご質問等はございませんか。
(委員)	(なし) ご異議が無いようですので、申請どおり許可することと決定いたしました。 なお、転用面積が30aを超える案件については許可相当として、北海道農業会議の常設審議委員会へ諮問することといたします。 次に、議案第6号「農用地利用集積計画の案の決定について」を議題といたします。議案の内容について、事務局より説明願います。
事務局(堀田主任補)	農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づき、次の農用地利用集積計画の案について決定を求めます。 (議案第6号、一般分 附番24の賃借権の設定1件について調査書に基づき朗読・説明。) 以上につきましては、農用地の効率的利用や農作業の常時従事など農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する各要件を満たしているものと考えます。
事務局(木原専門員)	(同、公益財団法人北海道農業公社による農地保有合理化事業に伴う所有権の移転附番10から20の売渡11件について、調査書に基づき朗読・説明。) 以上につきましては、農用地の効率的利用や農作業の常時従事など農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する各要件を満たしているものと考えます。
議長	これより議案の審議を行います。事務局からの説明に対するご質問、あるいは原案のとおり決定することについてご異議ございませんか。
(委員)	(なし)

議 長	<p>ご異議が無いようですので、本案件は原案のとおり決定いたしました。</p> <p>次に、議案第7号「農用地買入協議要請の決定について」を議題といたします。</p> <p>議案の内容について、事務局より説明願います。</p>
事務局(木原専門員)	<p>農地中間管理機構による農用地の買入が必要と認められるので、農業経営基盤強化促進法第16条第1項の規定に基づき、次の農用地買入協議要請について決定を求めます。</p> <p>(議案第7号、附番1から2の2件について、調査書に基づき朗読・説明)</p>
議 長	<p>それでは審議に入ります。ただいまの説明に対するご質問、あるいは買入協議要請を決定することについてご異議ございませんか。</p>
(委 員)	<p>(なし)</p>
議 長	<p>ご異議がないようですので、議案第7号につきましては、帯広市長に対し農用地買入協議の要請をすることに決定いたしました。</p> <p>以上で、議案の審議は全て終了いたしました。</p> <p>次に、事務局より連絡事項の説明をお願いします。</p>
事務局(河本局長) (水野主任)	<p>(事務局から連絡事項の説明)</p>
議 長	<p>ただいまの連絡事項に関して、ご質問はございませんか。</p>
(委 員)	<p>(なし)</p>
議 長	<p>以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。</p>
事 務 局 長	<p>ご起立願います。お疲れさまでした。</p>